

**令和6年第2回臨時会**

**奈井江町議会臨時会会議録**

令和6年4月30日 開会

令和6年4月30日 閉会

**奈 井 江 町 議 会**

## 令和6年第2回奈井江町議会臨時会

令和6年4月30日（火曜日）

午前 9時59分開会

午前10時17分閉会

### ○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第1号 令和5年度奈井江町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第2号 令和6年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第3号 奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第4号 工事請負契約について【奈井江町防災倉庫・車庫棟建築工事】
- 第 7 議案第5号 工事請負契約について【奈井江町現庁舎解体工事】
- 第 8 議案第6号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

### ○出席議員（9人）

|    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 根 岸 一 志 | 2番 | 星 厚 早   |
| 3番 | 篠 田 茂 美 | 4番 | 遠 藤 共 子 |
| 5番 | 石 川 正 人 | 6番 | 大 矢 雅 史 |
| 7番 | 笹 木 利津子 | 8番 | 大 関 光 敏 |
| 9番 | 森 岡 新 二 |    |         |

### ○欠席議員 なし

### ○地方自治法第121条により出席した者の氏名（13名）

|                         |   |         |
|-------------------------|---|---------|
| 町                       | 長 | 三 本 英 司 |
| 副 町                     | 長 | 辻 脇 泰 弘 |
| 教 育                     | 長 | 相 澤 公   |
| 総 務 課 参 事               |   | 杉 野 和 博 |
| 産 業 観 光 課 参 事           |   | 石 塚 俊 也 |
| 町 立 病 院 参 事             |   | 松 本 正 志 |
| 保 健 福 祉 課 参 事           |   | 鈴 木 久 枝 |
| 建 設 環 境 課 長             |   | 加 藤 一 之 |
| 町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者 |   | 田 中 恵   |
| 企 画 財 政 課 長             |   | 井 上 健 二 |

|           |       |
|-----------|-------|
| 教育委員会事務局長 | 遠藤友幸  |
| 保健福祉課課長補佐 | 辻脇真理子 |
| 代表監査委員    | 山口俊哉  |

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 戸田孝   |
| 議会庶務係主査 | 釣本真由美 |

## 開会・挨拶

### ●議長

皆さん、おはようございます。

臨時会の出席、大変ご苦勞様です。

ただいま、出席議員 9 名で、定足数に達しておりますので、令和 6 年奈井江町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、感染症予防のため、議場出入口を開放したまま会議を進めてまいりますのでご了承をお願いいたします。

---

## 日程第 1 会議録署名議員の指名について

### ●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、1 番根岸議員、2 番星議員を指名いたします。

---

## 日程第 2 会期の決定について

### ●議長

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

### ●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

---

## 日程第 3 議案第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

( 1 0 時 0 1 分 )

●議長

日程第3、議案第1号「令和5年度奈井江町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

おはようございます。

臨時会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」

専決事項は、令和5年度奈井江町一般会計補正予算（第9号）であります。

第1条において、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、総額をそれぞれ70億3,583万1,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、令和5年度の地方交付税等歳入予算の確定を主たるものとし、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

令和6年4月30日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について歳出より説明いたしますので、11ページをお開きください。

2款1項10目地域振興基金では、ご寄附による積立てで100万円を追加計上しております。

次に、歳入について説明いたしますので、7ページをお開きください。

2款地方譲与税から9ページにわたります12款交通安全対策特別交付金まで、それぞれ交付額の確定により、合わせて2,743万1,000円を追加計上。10ページにわたります18款寄附金では、深田恵子様からのご寄附100万円を追加計上。21款の諸収入、5項1目の雑入では、宝くじ交付金収入の確定により21万2,000円を減額計上。23款自動車取得税交付金では、交付額の確定により27万円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差2,748万9,000円については財政調整基金繰入金と同額減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第1号を採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり承認されました。

---

**日程第4 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決** (10時03分)

●議長

日程第4、議案第2号「令和6年度奈井江町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の12ページをお開きください。  
議案第2号「令和6年度一般会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。  
第1条において、歳入歳出それぞれ88万8,000円を追加し、予算の総額を56億6,788万8,000円とするものであります。  
令和6年4月30日提出、奈井江町長。  
それでは、補正予算の内容について歳出より説明いたしますので、18ページをお開きください。

10款2項1目の学校管理費、その他小学校の管理運営に要する経費では、雪害によるグラウンドフェンス撤去に伴い、カラーコーンなど消耗品費9万9,000円、修繕料78万9,000円を追加計上しております。

なお、17ページの歳入予算において、歳入歳出の差88万8,000円については財政調整基金繰入金と同額追加計上し、収支の金額を図っております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時05分)

●議長

日程第5、議案第3号「奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の19ページをお開きください。

議案第3号「奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例」  
令和6年4月30日提出、奈井江町長。

本案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、町税条例及び都市計画税条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

町民生活課長。

●町民生活課長

おはようございます。

臨時会出席お疲れさまでございます。

改正の内容につきまして、臨時会資料の資料1により説明いたしますので、1ページをご覧ください。

今回の改正は、令和6年度の地方税法の改正に伴い、町税条例、都市計画税条例を改正するものであります。

主な改正点について説明いたします。

1、個人町民税関係、丸の1つ目、町長の権限による減免の決定につきましては、納税義務者が減免対象となることが明らかであると知り得ている場合に、申請行為を待たずに町長の権限において減免決定を行えるようにするもので、災害発生により被災者となった住民等を想定し、ただし書を加えております。

丸の2つ目、定額減税実施に伴う改正につきましては、特別税額控除に係る規定の新設であります。納税者の合計所得金額が1,805万円以下の場合に限り、令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するものですが、この定額減税による個人住民税所得割の減収分につきましては、全額国費で補填されることとなっております。

2の国民健康保険税関係につきましては、法令の改正に合わせて後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を現行の22万円から24万円に引き上げるとともに、国保税の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を、5割軽減の対象となる世帯の場合は29万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の場合は54万5,000円にそれぞれ引き上げるものです。

続きまして、2ページにわたる3固定資産税及び都市計画税関係、丸の1つ目、町長の権限による減免の決定につきましては、個人住民税と同様に納税義務者の所有する土



地や家屋における固定資産が減免対象となることが明らかであると知り得ている場合に、申請行為を待たずに町長の権限において減免決定を行えるようにするもので、ただし書を加えております。

丸の2つ目、認定長期優良マンションの区分所有者に対する固定資産税の特例の新設ではありますが、令和8年3月31日までに新築されたマンションの区分所有者を対象に、固定資産税の減額措置の要件に該当すると認められるときは、申請を必要とせず、5年度分の適用が受けられるものです。

丸の3つ目、評価・負担調整等の特例措置の延長ではありますが、3年に1度の評価替えに伴い、現行の土地に係る負担調整措置等の仕組みを令和6年度から令和8年度までの3年間延長するものです。また、都市計画税も同様の措置となるため、都市計画税条例についても所要の改正を行っております。

改正条例の附則といたしまして、第56条の改正規定を除き、令和6年4月1日から施行することを規定しております。

以上、奈井江町税条例及び都市計画税条例の一部を改正する条例の主な改正点についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時11分)

●議長

日程第6、議案第4号「工事請負契約について（奈井江町防災倉庫・車庫棟建築工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の32ページをお開きください。

議案第4号「工事請負契約について」

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求めます。

令和6年4月30日提出、奈井江町長。

記をご覧ください。

- 1、契約の目的。奈井江町防災倉庫・車庫棟建築工事。
- 2、契約の方法。指名競争入札による。
- 3、契約の金額。2億7,720万円。
- 4、契約の相手方。空知郡奈井江町内、株式会社砂子組内、砂子・高橋・古屋経常建設共同企業体であります。

入札の概要については、次ページの執行調書をご覧ください。

以上、工事請負契約についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時13分)

●議長

日程第7、議案第5号「工事請負契約について（奈井江町現庁舎解体工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の34ページをお開きください。

議案第5号「工事請負契約について」

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求めるものであります。

令和6年4月30日提出、奈井江町長。

記をご覧ください。

1、契約の目的。奈井江町現庁舎解体工事。

2、契約の方法。指名競争入札による。

3、契約の金額。1億5,565万円。

4、契約の相手方。空知郡郡奈井江町内、株式会社櫻井千田内、櫻井千田・北海道アトリウム経常建設共同企業体であります。

入札の概要については、次ページの執行調書をご覧ください。

以上、工事請負契約についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時15分)

●議長

日程第8、議案第6号「固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

ここで、暫時休憩といたします。

(田中課長 退席)

●議長

会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

臨時会のご出席、ご苦労さまです。

議案書36ページをお開きください。

議案第6号「固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」

固定資産評価員横山誠氏が令和6年3月31日をもって辞職したので、後任として田中恵氏を選任いたしたく、地方税法の規定により町議会の同意を求めるものであります。

令和6年4月30日提出、奈井江町長。

田中氏の履歴につきましては、次ページに掲載しております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり同意されました。

暫時休憩といたします。

(田中課長 入室・着席)

再開

●議長

会議を再開いたします。

(10時16分)

---

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

昭和46年10月11日供用開始以来、長きにわたり奈井江町の歴史を築いてきた当本会議場での最後の会議となりました。名残を惜しみつつ、以上で令和6年奈井江町議会第2回臨時会を閉会といたします。皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時17分)

---